# 令和7年度 第12回人事委員会議事録

**二 場 所** 人事委員会委員室(県庁第二庁舎 7 階)

## 三 出席者

1 人事委員 委員長 中本 久美子

委 員 細田耕治

委 員 小松哲也

2 事務局職員 事務局長 丸山真治 次長兼給与課長 灘尾幸三

任用課長 湯ノ口 修 係 淺 田 瑞 生 長 前田智大 係 河崎卓哉 係 長 長 主 事 玉 谷 航 祐 主 事 蓮 佛 藍 子

※事務局職員の委員室への入室は説明者など必要最小限の人数とし、必要に応じて執務室から呼び出す形で対応

3 傍聴者 なし

### 四議題

議案第1号 鳥取県職員採用試験(令和8年4月採用予定 高校卒業程度・短大卒業程度)の第1 次試験合格者の決定について

議案第2号 鳥取県警察官採用試験(令和8年4月採用予定 警察官A・B(2回目))の第1次試験合格者の決定について

議案第3号 職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告について

### 五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第3号は公開、議案第1号及び第2号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

## ◇議案第1号

鳥取県職員採用試験(令和8年4月採用予定 高校卒業程度・短大卒業程度)の第1次試験合格者の 決定について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

#### ◇議案第2号

鳥取県警察官採用試験(令和8年4月採用予定 警察官A・B(2回目))の第1次試験合格者の決定 について、事務局が説明した。

### ◇議案第3号

職員の給与に関する報告及び勧告並びに人事管理に関する報告について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

# 【説明】

当委員会は、地方公務員法第26条の規定に基づき、毎年少なくとも1回、職員の給料表が適当であるかどうかについて、県議会及び知事に対して給与に関する報告を行うこととされており、併せて必要な勧告等も行っている。

本年も給与に関する報告等に当たり、職種別民間給与実態調査により県内民間事業所従業員の給与を

調査し、併せて県職員の給与の実態も把握したところ。

委員の皆様には、これら実態調査結果のほか、職員団体との意見交換、任命権者の意見等の把握も行いながら、国及び他の地方公共団体の給与勧告等の状況、県内の経済・雇用情勢その他地方公務員法に規定する諸事情・諸情勢を総合的に勘案していただき、本年の給与報告・勧告の内容について、これまでご検討いただいたところ。

本日、その内容が取りまとまったので、付議するもの。

議決後は、鳥取県議会議長及び鳥取県知事に対して、次のとおり報告・勧告を行う予定。

#### ○報告日 令和7年10月8日(水)

#### ○報告及び勧告の内容

- 1 給与に関する報告・勧告
- (1)給与決定の原則

地方公務員法第24条第2項は「職員の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに 民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定められなければならない」と規定しており、これらの判断要素を調査し、総合的に勘案する。

### (2) 職員の給与を取り巻く状況

## ① 県内民間事業所従業員の給与の状況

- ・企業規模50人以上、かつ、県内の事業所規模50人以上の240事業所から133事業所を無作為に抽出 し、従業員の個人別給与を人事院や他の都道府県人事委員会等と共同で調査。
- ・比較対象企業規模を従来の50人以上から100人以上に見直しを行い(国準拠)、県職員と比較。

### 〈月例給・特別給(ボーナス)の公民比較〉

(注) 月例給は、ラスパイレス方式による比較

区 分	県内民間(A)	県職員 (B)	公民較差(A-B)
月例給(R7年4月分)	366, 799円	356,614円	10, 185円 (2. 86%)
特別給(R6年8月~R7年7月)	4.47月分	4.35月分	0.12月分

#### ② 国家公務員の給与の状況

・人事院は8月7日に官民較差に基づく月例給(3.62%)及び特別給(0.05月)の引上げについて 勧告。

〈国公ラス (国=100) >

	., ,				
R 2年	R 3年	R 4 年	R 5年	R 6年	R 7年
95. 4	95. 5	95.8	96. 2	96.6	未公表

### ③ 他の都道府県の職員の給与の状況

- ・他の地方公共団体においては、概ね本県と同様に国と類似の給与制度をとっている。
- ・また、給与改定に際しては、概ねそれぞれの地域の実態を反映した勧告が行われている。

## (3) 勧告の考え方及び内容

上記(1)の給与決定の原則に基づき、次のとおり判断した。

## ① 月例給(給料及び諸手当)

## ア 考え方

- ・県職員の給与が県内民間事業所従業員の給与を2.86%下回っていることから、民間給与との均衡を図るため月例給を引き上げる必要がある。
- ・本県の給与制度については、公務としての類似性等を勘案し、国の制度を基本としていること から、若年層に重点を置いて改定した本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定 を行うことが適当である。

#### イ 内容

・本年の人事院勧告による俸給表に準じた給料表への改定を行う。

### <参考>改定後の月例給

	現行	改定後	改定額	改定率
月例給	356,614円	366, 728円	10,114円	2.84%

<参考>改定後の初任給(行政職)

大卒: (改定前) 225,900円  $\rightarrow$  (改定後) 237,600円 (+11,700円) 高卒: (改定前) 194,800円  $\rightarrow$  (改定後) 206,700円 (+11,900円)

## ② 特別給(期末手当及び勤勉手当)

### ア 考え方

・県職員の特別給は0.05月単位で改定しており、県職員の特別給の支給月数が県内民間事業所の支給月数を0.12月分下回っていたことから、民間の特別給の支給月数に見合うよう、支給月数を引き上げる必要がある。

### イ 内容

・支給月数を0.10月分引き上げ、4.35月分(現行)から4.45月分とする。引上げ分は期末手当に0.025月分、勤勉手当に0.075月分を配分する。

### 〈一般の職員の場合の支給月数〉

年度	6月期		12月期		
十段	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	
R 7	1.250月(支給済	0.925月(支給済	1.275月(現行1.250	1.000月(現行0.925	
	み)	み)	月)	月)	
R 8	1.2625月	0.9625月	1. 2625月	0.9625月	

## ③ 実施時期等

ア 月例給 R7年4月1日

イ 特別給 R7年12月1日(②イのうちR8年度以降に係るものはR8年4月1日)

## (4) 手当の見直し

### ① 通勤手当

- ・自動車等使用者の勤務公署周辺の駐車場等の利用に対する手当額について、1か月当たり5,000 円を上限とする制度に見直しを行う。(国準拠)
- ・月の中途で採用される職員等に対し、採用日等から通勤手当を支給できるように見直しを行う。 (国準拠)

### ② 宿日直手当

- ・宿日直勤務に係る支給額の限度の引上げを行う。(国準拠)
- ・災害等に備えた宿日直勤務に対する手当額について、通常の宿日直勤務に対する手当額より高い 額に見直す。

# ③ 特地勤務手当に準ずる手当・へき地手当に準ずる手当

準特地公署やへき地学校等への採用に伴って転居した職員に対しても手当を支給できるように 見直しを行う。(国準拠)

### 2 人事管理に関する報告

鳥取県と県民を取り巻く環境が急速に変化する中、様々な課題に迅速かつ的確に対応していくためには、職員が成長して能力を発揮できる「魅力ある組織の実現」とその基盤となる「職場環境の整備」の2点が必要である。

# (1) 職員が成長し、やりがいをもってその能力を発揮できる魅力ある組織の実現

- ○全庁挙げて取り組むべき最重要課題である人材確保に向けて、「選ばれる鳥取県」を実現するためには、学生等のキャリアプランに沿った様々な採用試験の見直し(採用候補者名簿の期限延長など)を検討することが必要である。また、様々な事情を抱えた人が多様な働き方の選択を可能とする鳥取方式短時間勤務職員やアルムナイ採用について、多様な職種への拡充など必要な制度の充実を図るべきである。
- ○職員が成長し続け、能力を発揮し続けるためには職員の努力、成果が正当に評価されることが必要であり、その基礎である人事評価制度の適正な運用は、職員の成長と能力発揮、組織パフォーマンスの向上につながるものであるため、評価者の評価能力・育成能力を向上させる研修等を充実していくことが必要である。

## (2) 職員が健康的かつ安全に安心して働き続けることができる職場環境の整備

- ○現在も取組が進められている熱中症対策とともに、冬季の暖房運用など適切な職場環境づくりを 引き続き進めていくことが必要である。
- ○管理職員が、所属職員が健康に勤務できるよう必要な配慮を行う義務(安全配慮義務)を意識し

ながら、勤務時間の正確な把握を行い、適切な業務配分と計画的な業務遂行等の業務マネジメントを行うことが必要である。

- ○時間外勤務縮減、上限時間の厳守を強く意識することを改めて徹底し、特に月100時間以上の時間外勤務を無くすための方策に集中的に取り組むべきである。
- ○業務量に応じた要員の配置など柔軟な人事管理を行うとともに、その一方、人員に応じた業務量という視点もより強く念頭に置きながら徹底した業務見直し、削減を断行していくことが重要である。
- ○ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化し、それに応じた勤務環境が求められている中、これまで進められてきた仕事と家庭の両立支援に加え、鳥取方式短時間勤務職員や副業チャレンジの推進などの取組を通じて、時代に即した柔軟な働き方の選択を可能にしていくことが重要である。
- ○職員が相談しやすい体制となっているか、個々の事案にきめ細やかに対応できる体制になっているか等を適宜点検し、より効果的なハラスメント対応体制を引き続き構築していくこと、さらに近年、社会全体で関心が高まり民間企業における取組が強化され、一部本県でも取り組まれているカスタマー・ハラスメントへの対策も進めていくことが必要である。

### (3) 結び

全ての職員がやりがいを持って働くことができ、成長しながら能力を発揮できる魅力ある組織 を実現していくこと、職員が健康的かつ安全に安心して働き続けることができる職場環境を整備する取組や時代に即した働き方をさらに進め「選ばれる鳥取県」を実現することを目指して、本報告に真摯に向き合い、適切に対応されることを期待する。

## 六 次回人事委員会の開催

令和7年10月30日(木)午前10時00分から開催することとした。